

## 大規模小売店舗の閉店に伴う対応について

令和元年5月28日

商工観光部

### 1 趣旨

大規模小売店舗（ななっく）の閉店に伴う入居テナント及び周辺商店街などに対する市の緊急的な支援策として、入居テナントの移転に伴う必要な改装経費に対する補助<sup>※1</sup>を行おうとするものである。

※1 平成31年4月1日時点でななっくに入居しているテナント（個人事業主及び中小企業者に限る。）で、平成31年4月1日～令和元年12月31日までの間において中心市街地に移転し事業を継続したものを対象とする（1回のみ）。

### 2 事業内容

#### (1) 支援策の考え方

支援策は、ななっくの閉店に伴い、直接的影響を受けるテナントへの対応を行うことで、肴町商店街をはじめとした河南地区のにぎわい維持につなげるとともに、市の中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

本目的を達成するため、テナントの移転に伴う必要な改装経費の一部について補助を行うもの。

#### (2) 支援の内容（移転に伴う改装経費の補助）

ななっく閉店に伴い、他所で事業を継続するテナントが、中心市街地に移転をした場合に必要となる改装経費の補助を行うもの。

#### <スキーム案>

現在、ななっく閉店に伴い盛岡商工会議所に設置している相談窓口の機能を拡充し、ななっくからの移転に伴う改装経費の一部について盛岡商工会議所が助成金を交付した場合に要する経費に対して補助するもの。

このことにより、盛岡商工会議所の相談窓口において、移転、経営、融資等の相談とともに、助成金の申請受付及び交付を行うことにより、相談者がななっく閉店後の自社の経営について総合的に検討することが可能となるほか、相談等をワンストップで実現しようとするもの。

#### ア 補助先

盛岡商工会議所（盛岡商工会議所を通じ、中心市街地に移転し事業継続するテナントに補助）

#### イ 補助対象経費

ななっくの閉店に伴う店舗の移転のため、移転先店舗の改装費のうち内装工事、外装工事、給排水設備工事、サイン工事及び電気工事に要する経費

ウ 補助率 当該経費の1/2

エ 限度額 30万円 (河南地区への移転の場合は40万円)

※2 当該物件について、盛岡市空き店舗出店費補助金の交付を受けている者は対象外。

3 予算措置(6月補正)について

6月補正計上額 歳出 6,100千円 (7-1-2-15-2 商店街活性化支援事業)

(内訳) 歳出: 補助金 (19節2)

300,000円×11件=3,300千円

400,000円×7件=2,800千円